

「ポイ捨てさせない町内会」の募集について

お住まいの近くの道路や公園等に、たばこの吸い殻や空き缶、空きびん、紙くず、ペットボトルなどのごみがポイ捨てされていませんか。こうした心ないポイ捨て行為で、私たちのまちや地域が汚されることを見過ごすことはできません。

旭川市では、これまでも毎年春と秋の年2回、「ごみのポイ捨て禁止運動街頭啓発」の実施と「地域清掃活動（清掃強化期間）」の呼びかけを行い、環境美化活動に力を入れてまいりましたが、こうしたポイ捨て行為が後を絶ちません。

そこで、平成25年度から、ポイ捨て防止の新たな取組みとして、「ポイ捨てさせない町内会」活動を展開します。

「ポイ捨てさせない町内会」活動とは、地域の実情にもっとも精通している町内会の皆様の御協力をいただき、**町内会単位でポイ捨てしにくい環境をつくる活動のこと**です。



1 具体的な活動内容

(1) ポイ捨てさせない宣言

町内会の区域内において、ポイ捨てさせないための取組を行っていることを内外に宣言する掲示物を町内会の掲示板やごみステーション等に掲示していただきます。

(2) 区域内の見回り及び清掃活動（ごみ拾い）

区域内を適宜見回ることと監視するとともに、ポイ捨てされたごみを拾い、常にきれいな状態を保つことでポイ捨てしにくい環境を作っていただきます。

(3) ポイ捨て・不法投棄に関する市の取組に協力

市が実施するポイ捨て及び不法投棄に関する取組に積極的に協力していただきます。

2 登録申請及び活動報告

「ポイ捨てさせない町内会」の活動にあたっては、事前に市に登録申請書の提出をお願いします。

また、年度内に実施した活動内容を記録しておき、毎年4月末日までに前年度の年間活動状況報告書の提出をお願いします。

3 活動支援

町内会が上記1（1）～（3）までの活動を行う場合、市は次に掲げた支援を可能な範囲で行います。

- (1) 宣言用掲示物の提供（返却不要）
- (2) 地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の提供（返却不要）
- (3) ごみ拾い用火ばさみの貸出し（要返却）
- (4) 啓発用たすきの貸出し（要返却）
- (5) 警告用のぼりの設置（要返却）



詳細及び問い合わせ先

●旭川市クリーンセンター ☎36-2213 ●環境部ごみ減量推進課 ☎25-6324

家庭ごみスリム化作戦に参加しませんか！

家庭から出る燃やせるごみの約43%を占める生ごみは、その約80%が「水分」といわれています。多すぎる水分は、悪臭や腐敗の原因となるだけでなく、ごみステーションの汚れや収集車の燃費低下などの悪影響をもたらします。

そこで皆様をお願いしたいのが、排出前の「水切り」です。

この生ごみの「水切り」を進めるために、「ごみのスリム化宣言」を行った団体（家庭）に、生ごみの「水切り器」を配布します。

★対象は、次の項目すべてに該当する団体です。

- ・「ごみのスリム化宣言」を行い、家庭内で生ごみの減量化に向けた取組のできる団体
- ・「事後アンケート」に回答できる団体
- ・旭川市内に居住する、概ね3世帯以上で構成する団体。

★「宣言書」に団体員の名簿を添えて、「環境部ごみ減量推進課」まで提出してください。
引き換えに参加世帯数分の「水切り器」をお渡しします。



皆様にとっておきのアイデアを募集します！

旭川市の家庭ごみ排出量は、平成19年度の有料化の際に大きく減少しましたが、それ以降は、ほぼ横ばい状態です。

そこで、今一步、家庭ごみのスリム化（減量化・資源化）を進めるために、ぜひ皆様が家庭などで取り組まれている、素敵なアイデアや工夫をお寄せください。

ご応募いただいた方には、後日、粗品（特製グッズ）をプレゼントいたします。（なお、数に限りがございます。応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）

- ♪応募資格 旭川市内に居住、もしくは勤務・通学している方
※グループや団体による応募もOKです。
- ♪応募方法 応募用紙に氏名、住所、具体的なアイデアや効果などを御記入の上、
「環境部ごみ減量推進課」まで提出してください。
※応募用紙は、ごみ減量推進課や旭川市クリーンセンター
などでお配りしています。
- ♪受付期間 平成26年3月20日（木）まで



【このページの申込み・問い合わせ先】

旭川市 環境部 ごみ減量推進課 計画推進係

☎25-6324 / Fax29-3977 / 住所：〒070-8525 旭川市6条通9丁目

家庭生ごみ等地域内資源化促進事業

生ごみ・落ち葉などを堆肥化し家庭菜園等に利活用している団体を募集しています。

事業内容

生ごみ・落ち葉などの堆肥化, 腐葉土作りに取り組む活動に対して, 器具や基材の購入費用を助成します。

※10世帯以上で構成されている, 町内会・市民団体・グループ等が対象です。

※1団体に対し10万円を限度に助成します。

応募締切

定数になり次第締切ります。

詳細 旭川市クリーンセンター企画係 ☎36-2213



廃食用油資源化促進事業

廃食用油の回収に主体的に取り組む町内会を支援する事業の追加募集をしています。

事業内容

廃食用油の回収に必要な用具を町内会に提供し, 軽油代替燃料 (BDF) などにリサイクルします。

※町内会で集めた廃食用油の回収方法については,

- ① 市が委託する業者による回収
 - ② 町内会と廃食油回収業者との直接契約 (売却等)
- の2通りから町内会が選択してください。

詳細 旭川市クリーンセンター企画係 ☎36-2213



エアコン再商品化料金の一部改定について

(家電リサイクル法対象品目である) エアコンの再商品化 (リサイクル) 料金が, 平成25年4月1日付けで一部変更になっていますのでお知らせします。

新料金 1,575 円

- ※ 一部メーカーは料金が異なりますので, 御注意ください。
- ※ 収集運搬を依頼した場合は, 別途料金がかかります。

メーカー別のリサイクル料金は, (一財)家電製品協会 家電リサイクル券センターで確認できます。

(URL⇒<http://www.rkc.aeha.or.jp> ☎0120-319-640)



イベントごみ集積場器材の貸出し



町内会等のイベントで発生するごみを, 正しく分別するため, イベント会場のごみ集積場設置に必要な器材 (テント・ごみ箱・のぼりなど) の貸出しを行っています。よりクリーンなイベント実施のために是非御活用ください。

詳細 旭川市クリーンセンター企画係 ☎36-2213